

亀山市の移住応援制度

	有無	支援制度	概要	HP		
住む		田舎暮らし体験	○ かめやま暮らしめぐり	亀山での暮らしがイメージできる場所を、日程やコースなどご希望に合わせて案内する。	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018102400015/	
		空き家バンク	○ 空き家情報バンク	市内の戸建て空き家の売買又は賃貸の情報を提供する。	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021010500012/akiya_bank.html	
		移住アドバイザー	○ —	定住支援員が移住に関する総合的な相談に対応している。	—	
	住宅助成	○	住宅取得支援事業	指定された区域(居住誘導区域)での戸建て住宅の取得支援する。 ・新築: 上限20万円。中学生以下の子育て世帯の場合は10万円を加算 ・中古: 上限10万円。中学生以下の子育て世帯の場合は5万円を加算	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2019032800029/	
			空き家リフォーム支援事業	市外からの転入者が空き家を取得し、修繕する場合、修繕費を補助する。 ・市内施工業者が修繕する場合、費用の1/3～1/2(上限30～50万円) ・市外施工業者が修繕する場合、費用の1/3～1/2(上限15～25万円)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018073000016/	
			移住支援助成			
		短期滞在住宅				
働く		農林漁業体験				
		就農支援	○ 青年就農給付金	農業を始めて間もない時期に給付金を給付する。 (対象: 50歳未満で独立・自営就農する方で、就農後の所得が350万円に満たない方)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112305210/hito-nouchi.html	
		就漁支援				
	起業支援	○	創業・再挑戦資金融資保証料補給制度	創業資金融資にかかる保証料を補給する制度(上限15万円)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112310740/hokyu_sougyou.html	
			創業資金利子補給制度	創業支援融資にかかる利子を補給する制度(年1%以内、補給期間36ヶ月以内)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2017081800014/	
			空き店舗等活用支援事業	市内商業の活性化、まちのにぎわい創出を目的に、空き店舗等を活用した出店の際の改装費用などの一部を補助する。	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018050200033/	
			求人バンク			
		空き店舗バンク				
医療 子育て	○	子どもの医療費の窓口負担無料化	県内の医療機関において、医療費(保険診療分に限る)を支払うことなくサービスを受けられる制度(対象者: 満6歳になった後の最初の3月31日まで)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018090600039/		
		子ども医療費助成制度	医療費(保険診療分に限る)を診療後に助成 (対象者: 満15歳の後の最初の3月31日まで)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112302561/fukushiirvo.html		
		一人親家庭等医療費助成制度	医療費(保険診療分に限る)を診療後に助成 (対象者: 満18歳になった後の最初の3月31日までの子とその子を扶養している父又は母) (対象者: 父母のいない満18歳になった後の最初の3月31日まで)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112302561/fukushiirvo.html		
		○	交流・相談の場 (子育て支援センター等)	—	子育て中の親子が交流・相談ができる場 (あいあいっこ、あすれっこ、児童センター 等)	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018050500010/
		○	預かり保育・一時保育	—	仕事・病気・介護・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な場合に、保育所に入所していないお子さんを一時的にお預かりする。	http://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018091900060/#a05
		○	ファミリーサポートセンター	—	保育所、幼稚園、小学校等の開始前と終了後など、要望に応じて、子育てのお手伝いができる人を紹介し、一時的にお子さんをお預かりする。	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018031300011/hoiku.html
			病児・病後保育			
		○	放課後児童クラブ	—	保護者が仕事などで昼間に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や夏休み、冬休み、春休みに生活の場を提供する。	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018061300081/
	○	長期休暇子どもの居場所事業	長期休暇期間(春休み、夏休み、冬休み)において、保護者の就労などから家庭で見守ることの難しい小学生児童を対象に、亀山市青少年研修センターにおいて長期休暇子どもの居場所事業を行う。	https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018052700012/		